

(別紙2)

指名停止等措置に係る苦情処理手続中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル

平成18年2月14日採択

(対象となる措置)

- 第1 本モデルによる苦情処理の対象となる措置は、次に掲げるものとする。
- 一 工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル(以下「措置要領モデル」という。)の規定による指名停止(以下単に「指名停止」という。)
  - 二 措置要領モデル第9の警告又は注意の喚起(以下「警告等」という。)

(指名停止の理由の明示)

- 第2 部局長(措置要領モデル第1第1項の部局長をいう。以下同じ。)は、措置要領モデル第6第1項の規定による通知において、指名停止の理由を明らかにするものとする。

(苦情申立て)

- 第3 第1各号に掲げる措置を受けた者は、当該措置について、書面(次項及び第6において「申立書面」という。)により苦情を申し立てることができる。
- 2 申立書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。
    - 一 申立者の商号又は名称並びに住所
    - 二 申立てに係る措置
    - 三 申立ての趣旨及び理由
    - 四 申立ての年月日
  - 3 苦情申立ては、次に掲げる期間内に行うものとする。
    - 一 指名停止 当該指名停止の期間内
    - 二 警告等 当該警告等の日の翌日から起算して2週間以内

(苦情申立てに対する回答)

- 第4 部局長は、苦情の申立てがあったときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して〇日以内(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を含まない。)に書面により回答するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、部局長は、事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、前項の回答期間を延長することができるものとする。

(苦情申立ての却下)

- 第5 部局長は、第3第3項の申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

(苦情処理結果の公表)

- 第6 部局長は、第4第1項の回答をしたときは、申立書面及び同項の書面を速やか

に公表するものとする。

(再苦情申立て)

第7 第4第1項の回答に不服がある者は、部局長に対して再苦情申立てをすることができる。

2 再苦情申立ては、次に掲げる期間内に行うものとする。

一 指名停止 当該指名停止の期間内(第4第1項の回答の翌日から当該指名停止の終期までの期間が2週間を下回る場合にあっては、第4第1項の回答の翌日から2週間以内)

二 警告等 第4第1項の回答の翌日から起算して2週間以内

(第三者機関に対する審議依頼)

第8 部局長は、再苦情申立てがあったときは、速やかに第三者機関(注)に審議を依頼するものとする。

(注)「第三者機関」とは、「入札監視委員会」等の機関をいう。

(再苦情申立てに対する回答)

第9 部局長は、再苦情申立てを行った者に対し、第三者機関の審議を踏まえ、当該審議の報告を受けた日の翌日から起算して〇日以内(休日を含まない。)に、書面により回答するものとする。

2 前項の回答は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

一 再苦情申立てが認められなかった場合にあっては、その旨及び理由

二 再苦情申立てが認められた場合にあっては、その旨及びこれに伴い部局長が講じようとしている措置の概要

(再苦情申立ての却下)

第10 部局長は、第7第2項の申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

(再苦情処理結果の公表)

第11 部局長は、第9第1項の回答をしたときは、申立書面及び同項の書面を速やかに公表するものとする。